

## 基本仕様書

### 1 委託件名

農福連携 PR 動画制作等業務委託

### 2 履行場所

福岡市農林水産局総務農林部イノシシ等地域営農対策担当 外

### 3 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

### 4 現状

本市の農家は大多数が家族経営であり、障がい者を雇用する環境が限られているため、農福連携の認知度が低く、農福連携に取り組んでいる農家が数軒しかいない状況にある。

### 5 目的

農福連携に取り組む農家及び福祉事業所を増やすため、市内の農福連携事例を福岡市内の農家、福祉事業所及び市民へ PR する動画の制作及び情報発信を行うもの。

### 6 市内事例の概要

早良区脇山の農家が生産した野菜の検品や袋詰め作業を障がい福祉事業所に委託しており、障がいのある方が従事している。当該農家は飲食店に野菜を直接卸しており、飲食店は農福連携の意義に賛同し、その野菜を取り扱っている。

### 7 委託内容

(1) 動画の制作 ※動画の企画構成、撮影（2～3回を想定）、編集を含む。

#### ●ロング版（横型：4分程度）

ア 農福連携に取り組む市内農業者、福祉事業所、飲食店の3者の取組み

イ 農福連携に取り組む市内農業者、福祉事業所の2者の取組み

※取材する農業者・福祉事業所・飲食店については発注者が指定する。

#### ●ショート版（縦型：30秒程度）

ウ 農福連携に取り組む市内農業者に焦点を当てた動画（ロング版を再編集）

エ 農福連携に取り組む市内福祉事業所に焦点を当てた動画（ロング版を再編集）

オ 農福連携の取組みを応援する飲食店に焦点を当てた動画（上記アを再編集）

カ 市民に対して分かりやすく農福連携についてまとめた動画

#### ※PRのターゲット

	農家向け	市民向け
ロング版	イ	ア
ショート版	ウ、エ	オ、カ

※制作に当たっては、SNS等の特性や視聴者行動を考慮し、誰が見てもわかりやすく、かつ動画内容に関心がない人でも途中離脱せず最後まで見たくなるように、構成や編集などを工夫すること。

※ショート版の制作に当たっては、ロング版に誘導するような内容になるように工夫すること。

(2) (1)で制作した動画を SNS に投稿する際に使用するサムネイル画像の制作

(3) (1)で制作した動画の効果的な情報発信

※詳細な内容は、提案競技の結果をもとに、発注者と受注者で協議し調整するものとする。また、受注者は決定した業務内容に基づく必要な諸手続等の業務全般を行うものとする。

## 8 成果物（納品）

制作した動画及びサムネイル画像は次のとおり納品することとし、納品枚数は本市と協議の上決定する。なお、主な用途は、本市所有施設のデジタルサイネージや商業施設のビジョンでの放送や本市ホームページ・SNS への投稿、また、福岡市内の農家、福祉事業所への啓発事業等での活用を想定している。

(1) ロング版…DVD による納品

WMV 形式

解像度	横型 幅 1920×高 1080
画面比率	横型 16：9
ピクセルアスペクト比	1.0
フレームレート	30fps

(2) ショート版…DVD による納品

WMV 形式及び m p 4 形式

解像度	縦型 幅 1080×高 1920
画面比率	縦型 9：16
ピクセルアスペクト比	1.0
フレームレート	30fps

(3) 実施報告書

効果的な情報発信を行った実施内容及び成果等を記載した報告書を印刷物及び電子媒体（エクセル・ワード）で提出すること。なお、成果は、数値等できるだけ具体的かつ客観的に示すこと。

## 9 制作期間

制作スケジュールを提出すること。

## 10 その他

(1) 本委託で受注者において制作し納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。

- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を、SNS 投稿以外の福岡市が実施する啓発事業等において活用できることとし、成果物の利用に際しては以下のとおりとする。
- ① 発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
  - ② 発注者が成果物を利用する際、著作者名を非表示とすることができる。
  - ③ 発注者が「5 目的」の実現のために成果物を改変するときは、受注者はその改変に同意する。
- (4) 受託者は業務遂行に当たり、成果物を履行期限までに納品できるようなスケジュール管理を徹底し、十分な体制で臨むこと。
- (5) 個人情報及び情報資産の取扱いについては、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を順守すること。
- (6) 各業務の実施に当たっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、協議のうえ、決定すること。

## 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### （１）個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### （２）情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### （３）機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

#### （４）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### （５）可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

## 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、福岡市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

## 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

## 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

## 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

## 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

## 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

## 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

#### 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

#### 15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。